

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年9月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	8件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500138号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500021号

第1 結論

昭和63年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は、20歳を過ぎた昭和63年4月に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、大学を卒業するまでの2年間、当該市役所で1万円ぐらいを毎月納付した。私の請求期間の国民年金が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者は加入手続を行った際に年金手帳を受け取った記憶は無く、平成2年4月から勤めた会社で年金手帳をもらった記憶が鮮明にあると述べるなど、請求者の国民年金の加入状況が不明である上、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成4年10月ないし同年11月頃と推認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については市役所で1万円ぐらいを毎月納付したと主張しているが、i) 請求者の所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には、「平成4年10月1日」と記載されていること、ii) 請求者は請求期間当時、国民年金の任意加入の対象である大学生であったため、制度上、任意加入適用期間である請求期間に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、請求者は、当該期間は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500130号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500022号

第1 結論

平成10年4月から平成22年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成22年6月まで

私は、平成8年3月に会社を退職し、国民年金に加入した。その後、しばらくは国民年金保険料を納付していたが、無収入となったため、平成11年又は平成12年頃に社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の免除申請をし、併せて区役所にも免除の相談に行ったので、当該申請が受理されているものと思っていた。請求期間の国民年金保険料が免除となっておらず、未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成11年又は平成12年頃に請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、当該期間の保険料の免除申請をするためには、複数回の申請手続が必要となるものの、請求者は、申請書類を提出した記憶はないと述べている上、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているにもかかわらず、当該通知書を受け取った覚えもないとしていることから、請求期間の保険料免除の申請状況が不明である。

また、請求期間は147か月と長期間であり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であることに加え、当該期間の過半は平成14年以降、国に収納事務が一元化された後の時期であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の機械化が一層推進されたことを踏まえると、記録の過誤があったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料もなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1500137 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1500023 号

第 1 結論

昭和 54 年 11 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 11 月から昭和 55 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 54 年 11 月頃、母親が、市役所で私の国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、具体的な納付方法は分からないが、母親からは、母親が納付してくれていたと聞いている。請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年 11 月頃、請求者の母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとするその母親から、証言を得ることが困難なことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の所持する年金手帳をみると、請求者の国民年金手帳記号番号の記載は無く、国民年金の記録 (1) のページにおいても、平成 24 年 4 月に国民年金に加入するまで、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時から平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入時までの間に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500141号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500024号

第1 結論

昭和56年11月から昭和57年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年11月から昭和57年9月まで

私は、昭和56年に会社を退職した時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったため、昭和57年10月頃、国民年金の加入手続きを区役所で行った。その際に、担当者から未納分の国民年金保険料を2年間遡って納付することができると言われたので、後日、未納分の保険料を3回又は4回に分割して納付書により郵便局で納付した。1回分の納付金額は、保険料3か月分程度で約3万円であったと記憶している。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年10月頃、国民年金の加入手続きを区役所で行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続き時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和59年5月頃と推認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者の推認される国民年金加入手続き時点において、請求期間のうち昭和56年11月から昭和57年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を3回又は4回に分割して納付し、1回分の納付金額は、保険料3か月分程度で約3万円であったと記憶していると主張しているが、1回約3万円を3回又は4回で納付したとする保険料の総額(約9万円ないし約12万円)は、実際に請求期間の保険料を納付した場合の金額(53,820円)と大きく乖離^{かい}している上、請求者の記憶する1回分の納付金額約3万円は、請求期間当時の保険料月額(13,500円ないし15,660円)とも一致しない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500133号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年9月25日から昭和50年4月1日まで

A社にアルバイトで運転手として勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。アルバイトであったが常勤勤務であり、厚生年金保険への加入と健康保険証を得ていた記憶があるので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は、A社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る従業員台帳等の関連資料を保管しておらず、同僚に対する照会で回答のあった4名全員が請求者を記憶していないと回答していることから、請求者の主張する勤務時間及び勤務日数などの勤務実態が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたかどうか確認できない。

また、事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか不明と回答している上、同僚の一人は、「正社員は、厚生年金保険に加入していたが、アルバイトは加入していなかった。」、他の同僚は「運転手は、数か月は厚生年金保険や健康保険に入れてもらえなかった。」と回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認できない。

さらに、上記同僚の一人は、A社の請求期間当時の従業員数について、15名くらいであったと回答しているところ、同社の事業所別被保険者名簿において、請求期間当時の厚生年金保険被保険者数は、7名から10名で推移していることから、請求期間当時、同社においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前は無く、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚

生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500194号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年9月1日から昭和48年7月11日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年12月1日に被保険者資格を取得した同僚は、「私は、A社で昭和47年2月頃から勤務していたが、昭和48年12月1日より前の期間については厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、代表取締役は既に死亡していることから、事業主照会が行えず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間における給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500144号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年4月1日から平成9年1月16日まで
② 平成16年12月1日から平成17年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成4年4月1日から平成17年3月31日までの期間のうち、請求期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、給与が振り込まれていた預金通帳(一部については、預金取引明細書)の写しを提出するので、資格の取得日及び喪失日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社からの回答書及び請求者から提出された預金通帳の写しから、請求者は、当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「請求者に係る厚生年金保険への加入の有無について、入社当時は加入させていなかった。平成9年頃に、請求者から厚生年金保険への加入希望があり、平成9年1月16日に厚生年金保険に加入させた。それよりも前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答をしている上、同社から提出のあった「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しに記載されている請求者の資格取得年月日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、請求者に係る平成7年及び平成8年の個人別賃金台帳を保管しており、請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、当該台帳の支給合計欄に記載されている毎月の額は、上記の預金通帳の写しに記載されている給与振込額と一致していることが確認できる。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合において、請求者は、平成9年1月16日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

請求期間②について、A社からの回答書、請求者から提出された預金通帳の写し及び雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「請求者の1週間の勤務日数が減ったため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。資格喪失後は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しているところ、当時の同社の社会保険事務担当者も同様の回答をしている上、同社から提出のあった「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに記載されている請求者の

資格喪失年月日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、請求者に係る平成17年分賃金台帳を保管しており、当該台帳により請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、当該台帳の差引支給額欄に記載されている毎月の額は、上記の預金通帳の写しに記載されている給与振込額と一致していることが確認できる。

さらに、上記のB健康保険組合において、請求者は、平成16年12月1日に被保険者資格を喪失しており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500166号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月1日から平成元年2月1日まで

私は、A社に勤務していた知人に紹介されて同社に入社し、昭和63年9月1日から平成元年1月末までB業務のプランナーとして勤務していた。同社を紹介してくれた知人には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の請求期間の記録が無いのは納得できないので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者をA社に紹介した同僚を含む複数の同僚の回答から、勤務期間及び勤務形態は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、同社の元事業主に対して請求者に係る照会を行っても回答が無く、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が提出した資料に、スタッフとして、プランナーである請求者、ディレクター及びデザイナー等、合計9名の名前が記載されているが、A社に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者記録において、9名全員の名前を確認することができない上、請求者が記憶している他の同僚の名前も見当たらないことから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員の雇用形態によって異なる取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、上記の被保険者記録については、請求期間の整理番号に欠番は認められない。

加えて、A社の請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録がある、請求者を同社に紹介した同僚を含む複数の同僚について、雇用保険の記録を調査したところ、雇用保険の加入記録が確認できることから、当該同僚は、厚生年金保険と雇用保険は一体的に加入していたことがうかがわれるが、請求者は、請求期間における雇用保険の加入記録が無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。